



令和6年5月23日
北九州市環境局

「改正気候変動適応法」への対応方針を取りまとめました！！

1 改正気候変動適応法の施行について

地球温暖化に伴う熱中症被害の拡大を受けて、昨年5月に、熱中症対策の強化策が盛り込まれた「改正気候変動適応法」が公布され、本年4月より施行されました。改正法では、“熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合”に発表される「熱中症特別警戒アラート」や、熱中症特別警戒アラートの対象日に暑さをしのぐ場所として市民に開放する施設である「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」の指定等の制度が新たに創設されました。

2 北九州市の対応方針について

(1) 熱中症特別警戒アラート発表時における市民への周知方法

熱中症特別警戒アラートが国から発表され次第、速やかに市の公式 SNS、d ボタン広報誌等の活用や報道機関を通じた周知を行うとともに、各局・区等の各課からそれぞれが所管する団体・施設等に個別に周知することで、庁内横断的な体制で、迅速かつきめ細やかに市民への情報発信を行います。

(2) クーリングシェルターの指定

熱中症特別警戒アラートが発表された場合には、不要不急の外出を避け、エアコンの使用により涼しい環境で過ごすなど、暑さ対策に万全を期していただくことが必要ですが、一方で、そのような環境が整っていない方については、クーリングシェルターなどの施設を利用するよう、暑さから身を守る行動を促します。

クーリングシェルターについては、市民に馴染みが深く、適切な受入れスペースを有しつつ、各区に満遍なく設置されている施設であることから、「市民センター」と「市立図書館」をクーリングシェルターに指定し、熱中症特別警戒アラートの対象日に市民に開放します。

(3) 北九州市独自の取組

熱中症特別警戒アラートが発表されない場合においても、本市独自の取組として、八幡（本市内で唯一の暑さ指数情報提供地点）における、暑さ指数の予測値が35以上となる場合は、熱中症特別警戒アラートの発表時と同様に、「危険な暑さとなる」ことに関する市民への周知や、クーリングシェルターの開放を行います。

こうした取組を通じて、庁内一丸となって市民の熱中症被害の抑制に努めます。

<問い合わせ先>
環境局環境監視課
電話 093-582-2290
担当 (課長) 松岡、(係長) 岡田